

# 整骨院等で健康保険が使えるのは 一定の条件を満たす場合のみです

当健保組合ホームページの「接骨院・整骨院にかかるとき」もご覧ください

整(接)骨院に病院と同じ感覚でかかっていませんか？ 実は、看板に「各種保険取扱」と書かれていても、健康保険が使えるケースは一定の条件のものに限られています。

## 健康保険が使える外傷性のけが

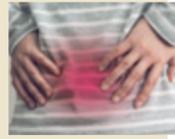
- ①ねんざ ②打撲 ③挫傷(肉離れなど) ④骨折※ ⑤脱臼※

※骨折・脱臼については応急手当を除いて医師の同意が必要。



## ● 知っておきたい健康保険が使えないケース ●

数年前に痛めた腰が、最近また痛みだしたので、整骨院に行きました。



過去のけがや事故の後遺症などに健康保険は使えません。

部活でけがをして整形外科に通院中だけど、早く治したくて整骨院にも行きました。

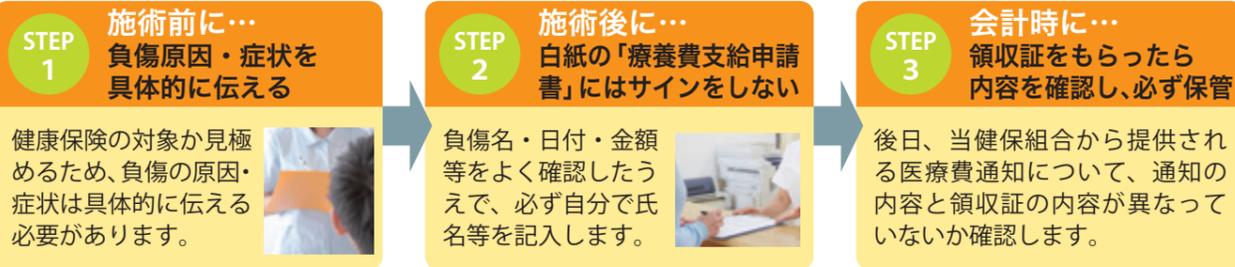
病院で受診している場合、重複して整(接)骨院で健康保険を使うことはできません。

仕事の帰りに駅の階段でねんざしてしまい、すぐに近くの整骨院にかかりました。



通勤中・業務中のけがは健康保険ではなく、労災保険の扱いとなります。

## 整(接)骨院の正しいかかり方



はり・きゅう・あんま・マッサージを健康保険で受けるとき

費用の全額を支払い、1ヵ月ごとに当健保組合に請求してください。審査後、自己負担額を除き、定められた額を支払います(手続きには時間がかかりますので、ご了承ください)。



当健保組合では、保険給付の適正化を図る一環として、診療報酬明細書(レセプト)の点検を行っております。平成30年度から整(接)骨院での施術内容、負傷原因等を照会させていただきますので、ご協力をお願いします。

ご協力をお願いします!

療養費の請求用紙が変わります

健康保険では、やむを得ない事情で、保険医療機関で保険診療を受けることができず、自費で受診したときなど特別な場合には、その費用について、療養費が支給されます。近頃、請求内容が多様となったため、平成30年度から、請求用紙を改訂します。これにともない、治療用装具等の申請時には、対象の装具等の説明書、写真等の添付を求める場合がありますので、ご注意ください(詳細が決まり次第、ホームページへ掲示しますので、ご確認ください)。

# 『WEBサービス』のご案内

<https://smtg-kenpo.jp> ★ご利用には登録が必要です。下記を参照ください。

WEBサービスを開始して1年半が経過し、同サービスへの登録者数は、約13,300名、登録率59%(平成30年2月末現在)となりました。これにより、はがき仕様の「医療費通知」の作成費用を大幅に削減することができました。みなさんのご協力、ありがとうございました。当サービスでは、医療費通知、保険給付金支給決定通知、ジェネリック医薬品利用差額試算、健康診断結果(特定健診、働イーウェル経由で受診した健診結果)の照会が可能なおうえ、健康情報コンテンツをご覧いただくことができます。

また、平成30年度は、みなさんが当サービスからご参加いただける新規の健康づくり事業を計画しております(6ページの「平成30年度健康づくり事業のご案内」、7ページ「新規事業等のご案内」をご覧ください)。未登録の方がまだ多くいらっしゃいますので、ぜひこの機会に登録をお願いします。

なお、ID・仮パスワード通知を紛失等された場合は再発行しますので、事業所の健保担当者か、当健保組合あてにご連絡ください。

**One point!** 登録済みのメールアドレスを変えたときは、速やかに変更登録を行ってください

当健保組合のWEBサービスは、ログインID/パスワードとメールアドレスで本人認証を行っています。また、当健保組合からの各種お知らせやメールマガジンは、登録のメールアドレスに送信させていただいています。メールアドレスが変わった場合、「プロフィール設定」で変更後のメールアドレスを登録してください。任意継続被保険者となられた方で、以前、会社のメールアドレスを使用されていた場合は、個人のPC等のアドレスに変更することを忘れないようにお願いします。

**注意!** ログインID/パスワードを忘れてしまった場合、登録のメールアドレスを入力のおうえ、サイトで右記のとおりご自身で再発行ができますが、メールアドレスが使用できなくなっている場合(\*)、ご自身でID/パスワードの再発行はできません。この場合、当健保組合にお申し出いただき、登録状況をリセットし、新たな仮ID/パスワードを書面で発行させていただくこととなり手続きに時間がかかります。使用可能なメールアドレスを必ず登録しておくとともに、ログインID/パスワードを忘れないようお願いします。

なお、メールアドレスは3件まで登録可能ですので、複数で登録しておく、上記のようなことを回避できます。  
(\*):スマートフォンを変えてしまい、登録のメールアドレス

が使用できなくなった。  
・会社のメールアドレスを登録していたが、会社が変わって登録のメールアドレスが使用できなくなった。

## ログインID・パスワードを忘れた方

- 以下のとおり手続きを行ってください。
1. WEBサービスの画面で「ログインID・パスワードを忘れた方はこちら」をクリック
  2. 登録済みのメールアドレスを入力し、返信されるメールの記載内容にしたがって手続きする

## パスワード変更・ログインID変更・メールアドレスの変更/設定

- パスワード変更: ログイン後の画面の「パスワード変更」で変更できます。  
8~16桁、半角英小文字、半角数字の入力が必須です。
- ログインID変更: ログイン後の画面の「プロフィール設定」で変更できます。  
ひらがな、カタカナ、漢字も入力できます。
- メールアドレス変更・設定: ログイン後の画面の「プロフィール設定」で変更・設定できます。  
現在ご利用のメールアドレスが表示されています。メールアドレスの変更ができるとともに、3件までアドレスを設定できます。複数設定した場合、当健保組合からのメールは登録したアドレスすべてに送信します。

# ジェネリック医薬品を活用しましょう!

WEBサービスで、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の照会ができます

ジェネリック医薬品は、新薬(先発医薬品)と同じ有効成分を使っており、品質、効き目、安全性が同等の薬です。厳しい試験に合格し、厚生労働大臣の承認を受け、国の基準、法律に基づいて製造・販売されています。さらに、製品によっては、服用しやすいように大きさや味・香りなどを改良したジェネリック医薬品もあります。新薬に比べ開発費が少ないために、新薬より低価格になっています。花粉症や高血圧など、長期にわたって服用する薬ほど、薬代節約の効果が大きいので、医師等にご相談のうえ、ジェネ

リック医薬品に切り替えてみませんか。  
当健保組合では、服用中の薬について、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の薬代の差額をお知らせする「ジェネリック医薬品利用促進通知」を、WEBサービスご利用のみなさんに3ヵ月ごとに配信しております。  
また、WEBサービスで配信している「医療費通知」の「明細一覧」⇒「お薬の情報」をクリックすると調剤医薬品明細が表示され、上記「ジェネリック医薬品利用促進通知」と同様の薬代の差額試算が照会できます。